国立大学法人電気通信大学監事監査実施細則

制定 平成16年4月1日細則第4号 最終改正 令和4年3月14日細則第12号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学監事監査規程(以下「規程」という。) 第13条に基づき、監事が行う監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査事項)

- 第2条 規程第3条及び第4条に定める監査の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 関係諸法令、業務方法書、諸規則等に基づく実施状況
 - (2) 中期計画の実施状況
 - (3) 組織及び制度全般の運営状況
 - (4) 予算の執行状況
 - (5) 決算報告書及び財務諸表の適否
 - (6) 資産の管理に関する事項
 - (7) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査手順等)

- 第3条 規程第3条に定める監査は、原則として以下の手順による。
 - (1) 監査対象部門の長からの概況聴取
 - (2) 監査対象部門の担当者からの個別聴取
 - (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
 - (4) 書類と現物との照合確認
 - (5) 現地の調査
 - (6) 監査終了後の講評
- 2 監査は、悉皆監査を原則とするが、事項の性質によっては、合理的な方法で抽出して 実施することができる。

(監査計画の内容)

- 第4条 規程第7条に定める監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 監査の基本方針
 - (2) 監査の実施期間
 - (3) 監査の方法
 - (4) 監査の対象部門
 - (5) 監査の重点事項
 - (6) 監査の補助者

(監査の実施通知)

第5条 監事は、規程第7条の監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査 対象部門の責任者に監査事項及び監査場所その他監査に必要な事項を通知するものと する。

(監査報告書の記載事項)

- 第6条 規程第8条に定める監査結果報告書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 監査結果の概要
 - (2) 是正又は改善を要する事項
 - (3) その他必要と認める事項
- 2 監事は、是正又は改善を要する事項のうち軽微なものについては、前項第2号の規定 にかかわらず、監査対象部門の責任者に口頭により伝達し、その改善措置を指示するこ とができる。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日細則第3号)

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日細則第12号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。